

1. 集合和は $X+Y \equiv X \cup Y := \{x \mid x \in X \text{ または } x \in Y\}$,

2. 集合積は $XY \equiv X \cap Y := \{x \mid x \in X \text{ かつ } x \in Y\}$,

3. 集合差は $X-Y \equiv X \setminus Y := \{x \mid x \in X \text{ かつ } x \notin Y\}$,

A 集合

A.1 集合:ミニマム

集合とは“点の集まり”のことである。 A が集合であり、 x がその元であるとき、 x は A に属するといひ、

$$x \in A \text{ または } A \ni x$$

と記す。 x が A に属しないとき $x \notin A$ と記す。

集合 A の元が、ある自然数 n が存在し x_1, x_2, \dots, x_n のみである場合は

$$A = \{x_1, x_2, \dots, x_n\}$$

と記す。また、各要素が互いに異なる場合 $x_i \neq x_j$ ($i \neq j$) の場合、 $|A| = n$ と記す。

集合 A の元が、無限個の元 x_1, x_2, x_3, \dots 、(但し、 $x_i \neq x_j$ ($i \neq j$)) から成る場合は

$$A = \{x_1, x_2, x_3, \dots\}$$

と記す。

$n = 0$ の場合を空集合と呼び、 \emptyset と記す。

定義 A.1 x が性質 P をもち際に、性質 P を持つ要素 x のなす要素全体の集合を

$$\{x \mid P(x)\}$$

と記す。

以下、重要な集合に記号を付与する

1. $\mathbb{Z} := \{x \mid x \text{ は整数}\} = \{\dots, -2, -1, 0, 1, 2, 3, \dots\}$
2. $\mathbb{N} := \{x \mid x \text{ は自然数}\} = \{1, 2, 3, \dots\}$
3. $\mathbb{R} := \{x \mid x \text{ は実数}\}$
4. $\mathbb{C} := \{x \mid x \text{ は複素数}\}$
5. $\mathbb{Q} := \{x \mid x \text{ は有理数}\}$

A.2 集合記号

定義 A.2 集合 A の元がすべて集合 B の元である場合、 A は B の部分集合と呼び、 A は B に含まれる、 B は A を含むと言ひ

$$A \subset B \text{ または } B \supset A$$

と記す。

$A \subset B$ かつ $B \subset A$ のとき $A = B$ と記す。また、そうでない場合は $A \neq B$ と記す。

$A \subset B$ かつ $A \neq B$ のとき、 $A \subsetneq B$ と記す。

集合間にある自然な集合和、集合積、集合差について記しておく。集合 X と Y に対して、

となる。

$X(Y+Z) = XY + XZ$ 等の等号が成り立つが、集合差は $X \setminus Y = X \setminus (X \cap Y)$ となり交わった部分のところが削られるので、例えば $\emptyset - Y = \emptyset$ や一般に $X - (Y - Z) \neq X + (Z - Y)$ となる。

X の部分集合 U に対して U の (X での) U の補集合 U^c は $U^c \equiv X \setminus U$ となる。

A.3 同値関係と同値類 [付録 A:1]

同値関係とは、集合 X に同値関係 \sim があるとは X の任意の 2 元 x, y が関係 $x \sim y$ を満たすか、満たさない ($x \not\sim y$) かが定まり、任意の $x, y, z \in X$ に対して、関係が i) $x \sim x$ (反射律), ii) $x \sim y$ ならば $y \sim x$ (対称律), iii) $x \sim y$ かつ $y \sim z$ ならば $x \sim z$ (推移律) を満たすことである。

そもそも同値関係などの X における関係とは $X \times X$ に対して関係が満たすものを選ぶことで $X \times X$ の部分集合、例えば $\{(x, y) \in X \times Y \mid x \sim y\}$ を選択していることと同じである。

集合 X に対して、同値関係 \sim があるときに X の元 a に対して、 a の同値類:

$$[a] := \{b \in X \mid b \sim a\}$$

とする。

$[a]$ は X の部分集合 ($[a] \subset X$)、(つまり、べき集合 $\wp(X)$ の元 ($[a] \in \wp(X)$) である。) $[a] \ni b$ に対して $[a] = [b]$ という関係が成立します。このように a の同値類 $[a]$ は表現の仕方の数は $[a]$ の元の数だけあり、任意性がある。それでも $[a]$ を $[a]$ とか $[b]$ とかで、代表することができるので、この a や b を同値類の代表元と呼ぶ。同値関係の定義より、 $a, c \in X$ に対して、 $[a]$ と $[c]$ は $[a] = [c]$ または $[a] \cap [c] = \emptyset$ となる。つまり、同じか異なるかということであるので $X = \bigcup_i [a_i]$ 、但し $[a_i] \cap [a_j] = \emptyset$ とできる。このような類の集合を、商集合と呼び、

$$X / \sim := \{[a] \mid a \in X\}$$

と定義する。 X を関係 \sim で割った空間と呼ぶ。

例えば $X_a := \{\text{あ, い, う, え, お, か, き, く, け, こ, さ, し, す, せ, そ}\}$ で $\text{あ} \sim \text{い} \sim \text{う} \sim \text{え} \sim \text{お, か} \sim \text{き} \sim \text{く} \sim \text{け} \sim \text{こ, さ} \sim \text{し} \sim \text{す} \sim \text{せ} \sim \text{そ}$ とした場合、 $[あ] = \{\text{あ, い, う, え, お}\}$ 、 $[き] = \{\text{か, き, く, け, こ}\}$ 、 $[そ] = \{\text{さ, し, す, せ, そ}\}$ であるし、 $[あ] = [う] = [お]$ である。 $X_a / \sim = \{[あ], [い], \dots, [せ], [そ]\} = \{[あ], [く], [し]\}$ となる。これは $\{\text{あ, か, さ}\}$ と考えてもよいので、多くの商集合は通常の集合のように取り扱うことができる。

A.4 大小関係

大小関係の一般化したものとして順序というものがある。集合 X に順序 (半順序) \leq を持つとは $X \times X$ の元と \leq により真偽が定まり、

1. すべての $x \in X$ に対して $x \leq x$ (反射律)
2. $x, y \in X$ で $x \leq y$ で $y \leq x$ ならば $x = y$ (反対称律)
3. $x, y, z \in X$ で $x \leq y$ で $y \leq z$ ならば $x \leq z$ (推移律)

を満たすことである。順序を持つ集合のことを順序集合と呼ぶ。

順序集合は必ずしも 2 元に大小関係が定まるとは限らない。(その場合 $U \leq V$ も $V \leq U$ も満たされない (偽) と見なす。)

他方、順序集合 X で、そのどんな 2 元をとっても大小関係 $x \leq y$ か $y \leq x$ が定まる場合、 X を全順序集合と呼ぶ。全順序集合は一列に並んでいるということの意味するので、例えば \mathbb{Z} や \mathbb{R} やそれらの部分集合などが全順序集合となる。

また、 \mathbb{Z} や \mathbb{R} やそれらの部分集合によってパラメータ化されている集合も順序関係をパラメータの順序と整合よく持てば全順序集合となる。

全順序に対して、上記の順序をより明示的に半順序と呼ぶことがある。

その際、順序集合を半順序集合、**poset** (partial ordered set) と呼んだりもする。半順序集合としては、フィルター付き K ベクトル空間やフィルター環やフィルター加群、位相空間などがその例となり、豊富な数学的構造を持つこととなる。

A.5 逆像

ここでは連続、同相、可測の概念を定義する際に必要となる逆像というものを導入する。

$f: X \rightarrow Y$ を集合間の写像としたときに、 $Y \supset U$ に対して $f^{-1}(U) := \{x \in X \mid f(x) \in U\}$ を U の逆像という。

逆像は、逆写像とは異なる概念である。 f は全単射である必要はない。

逆像 $f^{-1}(U)$ は f が写像でありさえすれば定義でき、 f の像 $f(X) \subset Y$ に対して、 $f^{-1}(U) = f^{-1}(U \cap f(X))$ となる。付録 A で見たように逆像は極めて重要な現代数学のアイテムで、重要な役割を果たす。

f が全単射のとき $Y \ni y$ に対して $f^{-1}(y) := f^{-1}(\{y\})$ は逆写像に一致する。

A.6 無限大

無限大について少し述べてく。ある数 $a \in \mathbb{R} \cup \{\infty\}$ が無限か有限かの区別は、例えば $a = a + 1$ を満たすか否かと言える。等号が成り立てば無限、成り立たなければ有限ということである。

集合 X に対して、 X から自然数全体 $\mathbb{N} = \{1, 2, 3, \dots\}$ へ全単射が (ひとつでも) 存在すれば、集合 X が可算無限といい、 X を可算無限集合と呼ぶ。

無限集合で可算無限でないものは非可算または非可算無限という。 \mathbb{N} の部分集合 (\mathbb{N} 自身も含め) と全単射写像が存在する場合は可算と言う。(本によっては、可算を可算無限に当て、本書の可算を「有限または可算」と記載するものもある。)

\mathbb{N} や $5\mathbb{N} := \{5x \mid x \in \mathbb{N}\}$ などは可算無限集合となる。更には、整数全体 \mathbb{Z} や有理数全体 \mathbb{Q} なども可算無限集合となる。 \mathbb{Q} は少し議論が必要ではあるが、 \mathbb{Z} の場合は $\lfloor x \rfloor$ を x を超えない最大の整数とすると $\mathbb{Z} = \{(-1)^i \lfloor \frac{i}{2} \rfloor \mid i \in \mathbb{N}\}$ となる。

非可算集合の例としては、例えば実数全体 \mathbb{R} がある。 \mathbb{R} が非可算集合である事を少し眺めよう。

もしも、全単射 $f: \mathbb{N} \rightarrow \mathbb{R}$ があったとして矛盾を導く。つまり、 $\alpha(i) := (\tanh(f(i)) - 1)/2$ とすると $\alpha: \mathbb{N} \rightarrow (0, 1)$ であり、10 進法で各 $a_{i,j} \in \{0, 1, \dots, 9\}$ とすると

$$\begin{aligned} \alpha(1) &= 0.a_{1,1}a_{1,2}a_{1,3}a_{1,4}\dots \\ \alpha(2) &= 0.a_{2,1}a_{2,2}a_{2,3}a_{2,4}\dots \\ \alpha(3) &= 0.a_{3,1}a_{3,2}a_{3,3}a_{3,4}\dots \\ &\dots \end{aligned} \tag{1}$$

という対応があるということである。このとき、対角成分 $a_{1,1}, a_{2,2}, a_{3,3}, \dots$ に着目し $b_i \in \{0, 1, \dots, 9\}$ を $b_i \neq a_{i,i}$ とするように選び、 $\beta := 0.b_1b_2b_3\dots$ としよう。 β は α の像 $\text{Img}(\alpha) \equiv \{\alpha(i) \mid i \in \mathbb{N}\}$ に含まれず、 $(0, 1)$ の元であるため、 α 即ち f が全射でないことを意味し、上記の仮定に矛盾があることが判る。このような $a_{i,i}$ に着目する手法を対角線論法という。